

## 【重要】マイナ保険証移行後の資格取得及び扶養認定の処理について

令和6年12月2日から健康保険証の新規交付が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、当組合が交付する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

### ◎現在健康保険証をお持ちの方について

現在お持ちの健康保険証（70歳以上の方については高齢受給者証も含む。）については、令和7年12月1日まで使用することができます。ただし、令和7年12月1日より前に退職等により健康保険の資格を喪失した場合はその時までとなります。

○令和6年8月22日以降に取得・認定の処理をした方の「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月2日以降順次交付いたします。

○現在健康保険証をお持ちの方でマイナ保険証をお持ちでない方

令和7年12月1日までに当組合より資格確認書を発送する予定となっていますので、申請は不要となります。

○健康保険証（70歳以上の方については高齢受給者証も含む。）を紛失した場合の再交付について  
マイナ保険証をお持ちでない方のみ、再交付申請書により「資格確認書」を交付します。

### ◎「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」を申請中の方について

令和6年11月29日までに受付した上記届書については、下記の通り取り扱います。

○令和6年11月29日までに入力処理が完了した方

健康保険者証（70歳以上の方については高齢受給者証も含む。）を交付します。

○添付書類の不備等で入力処理が令和6年12月2日以降になる方

・マイナ保険証をお持ちの方については、「資格情報のお知らせ」を交付します。

・マイナ保険証をお持ちでない方については、「資格確認書」を交付します。

◎令和6年12月2日以降に受付した「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」について  
令和6年12月2日以降に受付した上記届書については、下記の通り取り扱います。

○新様式（「資格確認書発行要否」欄が追加された届書）での提出をお願いします。

新様式の届書については、11月下旬頃にホームページに掲示予定です。

※電子申請及び旧様式（「資格確認書発行要否」欄の無い届書）で申請された場合は、マイナ保険証利用情報について確認する為、交付が遅れる場合がございますのでご了承ください。

○マイナ保険証をお持ちでない方のみ、上記届書に追加された「資格確認書発行要否」欄にチェックをつけることで当組合から「資格確認書」を交付します。

※マイナ保険証がある事が発覚した場合は返却して頂きます。

マイナ保険証をお持ちの方については、「資格情報のお知らせ」を交付します。

◎資格確認書の有効期限について

有効期限は交付年月日より1年間となります。

上記に関するお問い合わせは、東京貨物運送健康保険組合資格課（TEL：03-3359-8164）まで  
お願い致します。